

申告は3月15日(火)までに

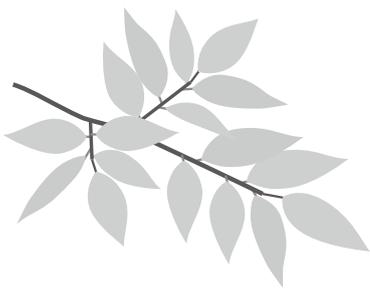
確定申告

個人市民税・県民税

確定申告とは、毎年1月1日～12月31日の1年間の所得と、それに対する税金を正しく計算し、申告期限までに申告して納税する手続きのことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合(還付)のケースがあります。

ご自身で所得と税額を正しく計算して、早めに申告をしてください。



◆刈谷税務署 確定申告会場の案内

とき

・2月15日(月)～3月15日(火)

(土・日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

※2月21日(日)・28日(日)は開設

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までに会場へ来場してください。

※申告会場では、パソコンを利用した申告書の作成指導などを行っています。

ところ

刈谷税務署

(刈谷市若松町1丁目46番地1)

刈谷合同庁舎1階

無料臨時駐車場

・ハローワーク臨時駐車場

2月1日(月)～3月31日(木)にかぎり利用可

・刈谷市総合文化センター(アイリス)

立体駐車場屋上部分

2月16日(火)～3月15日(火)の平日

(月～金曜日)にかぎり利用可

※2月21日(日)・28日(日)は利用不可
※催事などにより利用できない場合があります

※駐車券を確定申告会場へ持参してください。

・駐車台数にかぎりがあるため、公共交通機関を利用してください。
・ハローワーク西側駐車場は、利用できません。

問合せ先

・所得税および復興特別所得税など確定申告に関すること
刈谷税務署 ☎21-6211
※電話は自動音声により案内していますので、問合せ内容に応じた番号を選択してください。

・市民税・県民税申告に関すること
圏税務グループ(市民税担当)
☎52-1111
(内線246・247)

